

認定事例

(災害補償課)

消防ポンプ積載車で集落内の警戒、消防資機材の点検後、車庫内で連絡事項の伝達を行っていた際に急性心機能障害を発症し死亡した事案(公務外)

1 災害を受けた者

A県B町消防団員(班長、43歳)

2 職 業

会社員(信用金庫融資担当)

3 災害発生日

平成18年6月15日

4 傷 病 名

急性心機能障害(死亡)

5 災害発生状況

被災団員の所属する第3分団第2部1班では、毎月1日及び15日を消防機械器具点検日としている。被災団員は、被災当日の午後7時過ぎに消防車庫に出向き、同7時30分からポンプ積載車で同僚団員と集落内の警戒巡視に就き、集落内を警笛を鳴らしながら街宣パトロールを実施し、帰所後、小型消防ポンプの給油等の点検整備、車庫内の資器材の整理等に従事した。

資器材等の整理等の終了後、同8時から同車庫内で連絡事項の報告会が行われた。被災団員は、担当業務について連絡事項を伝達していたところ、同8時30分頃、突然、呻き声をあげ“痙攣”を引き起こして倒れた。直ちに救急車が要請され病院へ搬送し、医師の手当てを受けたが“急性心機能障害”により死亡した。

6 参 考

(1) 発症日前1週間を含む1か月間の公務従事状況

① 6月13日、午後7時30分から同9

時まで、分団会議に出席し、会議後の反省会に同10時まで参加している。

② 6月1日は、定例消防機械器具点検に午後7時から同9時まで従事しており、また、5月13日、20日及び27日に春季消防演習の訓練に出動していた。

(2) 身体の状態

① 既往症

平成12年6月、前胸部不快感で診療所にて診察を受けたところ「高血圧症、虚血性心疾患、高脂血症、糖尿病疑い」と診断されている。

② 平成12年5月の職場健康診断結果では、総コレステロール値260mg/dL、中性脂肪が290mg/dL、空腹時血糖値が148mg/dL、血圧値が188/110mmHg、身長170.5cm、体重105kgとなっている。

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温20.8℃、湿度65%

【説明】

本件は、発症前の身体的状況として“高血圧症、虚血性心疾患及び高脂血症等”の本件疾病に係る高度の基礎疾患を有している消防団員が、管轄区域の警戒巡視に参加し、その後連絡事項の報告会に出席中“心機能障害”を発症した事案であり、「当該疾病が発症前の警戒巡視等の消防業務による特に過重な身体的・精神的負荷等が要因となって基礎疾患を著しく増悪させ発症したものであるか否か」が問題となるも

のである。

発症当日の公務従事状況についてみると、集落内の警戒巡視は積載車によるものであり、気象状況を含めて特に異常な環境下で実施されたものでなく、また警戒活動後の消防機械器具点検等についても毎月定例的に実施される範囲内のもので、特に困難を要するものでもなく作業量、内容とも軽微なものであり、また前日までにおいて、本人が公務に関連する異常な出来事に遭遇した事実も認められなかった。これらからして発症当日の消防業務は、特に過重な身体的・精神的負荷を伴うものであったとは認められない。

発症日前1週間を含めた1か月の公務従事状況についてみると、発症日2日前に分団会議に出席しているが、内容からみて過重なものであったとは認められず、また、発症日前2週間に定例点検、春季消防演習の訓練に従事しているが、日程にも間隔があり、“疲労の蓄積”が評価される程度の継続的又はそれに相当する公

務従事状況であったとは認められない。

また、医学的知見によれば、被災前の受診記録及び健康診断結果から、被災団員は、「高血圧、虚血性心疾患、高脂血症、糖尿病疑い及び肥満」などの高度な基礎疾患を有している身体的状況にあり、これらから本件は、急性心筋梗塞を（冠動脈狭窄）を惹起して致死的不整脈となり死亡に至ったものと考えられるが、発症前の公務従事状況からすると、当該公務が本件疾病を発症させる程度の特に関連する過重な身体的・精神的負荷があったとは認められないことから、被災団員の有する基礎疾患の自然経過によって発症したものである。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、本人の有する高度な基礎疾患の自然経過により発症したものであると考えられるが、公務と相当因果関係をもって発症したものであるとは認められないことから、公務外の災害と判断したものである。